

伊丹市立児童くらぶ条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市立児童くらぶ条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

育成料の適正化を図るとともに，入所資格を見直すほか，所要の規定整備を行うため。

伊丹市立児童くらぶ条例の一部を改正する条例（令和 4
年伊丹市条例第 号）

伊丹市立児童くらぶ条例（平成 7 年伊丹市条例第 3 4 号）の一部
を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「市内の」を削り，「（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）」
の右に「第 1 条」を加える。

第 6 条第 1 項中「6，2 0 0 円」を「8，0 0 0 円」に改め，同
条第 2 項中「，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定
める額」を「月額 3，0 0 0 円」に改め，同項各号を削る。

第 9 条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第 6 条の改正規
定は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市立児童くらぶ条例第 6 条の規定
は，令和 5 年度以後の年度分の育成料について適用し，令和 4 年
度分までの育成料については，なお従前の例による。